バレーボール用品・用器具の公認・推薦に関する規程

（目的）

第１条　公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）は、定款第４条（14）および（18）に基づき、「バレーボールの健全な発展のための基盤および環境の整備」および「バレーボール愛好者が安心且つ安全にバレーボールを楽しめる」ことを目的として、バレーボール用品および用器具を販売しようとする者の販売する製品についての公認・推薦に関する必要な事項を定めるため、本規程を制定する。

（呼称）

第２条　本規程により定める公認･推薦に関する制度を､「JVA 公認･推薦制度」と称する。

（公認・推薦する用品・用器具）

第３条　本協会が公認する用品・用器具は、次項の推薦用品・用器具の基準を満たした製品であって、本協会が指定および認定した製品とする。

２　本協会が推薦する用品・用器具は、第１条に基づき、バレーボール愛好者が安心且つ安全にバレーボールを楽しめるように、本協会が第５条で定める各基準を満たすものと判断した製品とする。

（対象用品・用器具）

第４条　JVA 公認・推薦制度に基づき公認・推薦される用品・用器具は、日本国内で販売されるバレーボール用品・用器具のうち、次の各号に定める用品・用器具とする。

（１）公認用品・用器具

①ボール、②ネット、③アンテナ、④ウェア、⑤シューズ、⑥サポーター

（２）推薦用品・用器具

①支柱､②支柱カバー､③審判台､④得点板､⑤圧力計（ボール用）⑥エアーポンプ（ボール用）､⑦機能性アンダーウェア、⑧テンションゲージ、⑨ホイッスル（審判用）

但し、テンションゲージについては製造者のみが申請できるカテゴリーとし、名義上は公認テンションゲージと称する。制度運用上は、推薦用品・用器具の扱いとする。

（公認・推薦を受ける者および用品・用器具の資格）

第５条　JVA 公認・推薦制度に基づき公認・推薦を受けようとする者は、次の各号に定める基準をすべて満たさなければならない。

（１）世界スポーツ用品工業連盟（WFSGI)、一般社団法人日本スポーツ用品工業協会（JASPO）または公益財団法人日本スポーツ施設協会のいずれかの会員であり、且つ WFSGI 行動規範（別紙①）を遵守する者。ただし、これらの会員でない者にあっては、第三者機

関による監査証明書を提出した者。
（２）製造物賠償責任保険（PL 保険）に加入している者。
（３）法令、社会規範および倫理規範を遵守する者。

２　JVA 公認・推薦制度に基づき公認・推薦を受けようとする用品・用器具は、次の各号に定める基準を満たしていなければならない。
（１）JVA 競技規則で定められた規格に適合していること。ただし、JVA 競技規則に定めがない場合はこの限りでない。
（２）一般財団法人製品安全協会の発行する「SG マーク」等を取得していること。ただし、「SG マーク」等を発行していない用品・用器具に関してはこの限りでない。
（３）海外市場で販売されている用品・用器具の輸入品にあっては海外市場で公に認められている安全基準に適合していることを、文書をもって証明されていること。

（申請方法）
第６条　JVA 公認・推薦制度に基づく公認・推薦を受けようとする者は、次の各号の書類を添付の上、申請しなければならない。
（１）申請書（様式 1）
（２）申請製品一覧（様式 2）
（３）会社概要
（４）決算報告書（最新のもの）
（５）品質保証書
（６）取扱説明書
（７）前条第１項および第２項に関する証明書
（８）効果・効能を製品あるいはカタログ・広告等で表現している場合は、本協会の公認・推薦認定委員会が指定する第三者機関による検査証明書
（９）誓約書（様式 3）

２　JVA 公認・推薦制度に基づき公認・推薦を受けようとする用品・用器具についてカタログ・広告等で表現している効果・効能に疑義があると本協会の公認・推薦認定委員会が判断した場合、本協会は独自に再検査を行うことができる。この場合において、再検査に必要な費用は、公認・推薦を受けようとする者の負担とする。

３　JVA 公認・推薦制度に基づく公認・推薦を受けようとする者で、本協会の公認・推薦を受けたことがある者が、新たに別の用品・用器具にかかる公認・推薦を受けようとする場合には、本条第１項第３号、第４号および第７号の書類を省略することができる。また、本協会の公認・推薦を受けたことがある者が、継続して同じ用品・用器具にかかる公認・推薦を受けようとする場合には、本条第１項第３号から第７号までの書類を省略することができる。ただし、本協会が、これらの各書類の提出を求めたときは、直ちに追完しなければならない。

（審査・認定）
第７条　JVA 公認・推薦制度に基づく公認・推薦の審査にあたっては、本協会内

の公認・推薦認定委員会で行う。

2　本協会が前項の審査を行うにあたって、製品の試験データが必要と認めた場合、公認・推薦を受けようとする者は、本協会に試験データを提出しなければならない。

（決議）
第８条　公認・推薦認定委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

（決議の省略）
第９条　委員長が、委員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

（公認・推薦認定の期間）
第10条　本協会の公認・推薦認定の期間は、１事業年度（毎年４月１日から翌年３月31日まで）単位とするが、特段の事情が無い限りは継続を前提とする。

2　公認･推薦を受けた者が、次年度以降の公認･推薦を希望する場合は、あらためて本規程に基づく公認・推薦を受けなければならない。

3　公認・推薦を継続しなかった者が、再び公認・推薦を受けようとする場合、その申請までに最短３事業年度の空白期間を必要とする。実際に適用される空白期間については公認・推薦認定委員会が別途定める。

（費用）
第11条　本協会の公認・推薦を受けた者は、本協会に対し、本協会が定める公認料または推薦料（別表１）を、１事業年度単位で支払わなければならない。

2　理由の如何を問わず、事業年度の途中で、公認・推薦の認定を受けた場合または終了した場合であっても、公認・推薦を受けた者は、本協会に対し、当該事業年度に係る公認料または推薦料の全額を支払わなければならない。

3　本協会が個々の製品に証紙または証布の貼付を義務付けた用品・用器具の公認・推薦を受けた者は、本協会が定める個別認定（検定）料（別表１）を支払い、その証として本協会の発行する証紙または証布を当該用品・用器具に貼付しなければならない。

（公認・推薦を受けた者の権利）
第12条　本協会の公認・推薦を受けた者は、次の各号の権利を有する。
（１）認定証（公認または推薦）の受領。

（２）会社名および公認・推薦を受けた用品・用器具名（製品）の、本協会ホームページ内における公示。
（３）対象製品とそのパッケージ、および公認・推薦を受けた者が出稿する対象製品のカタログおよび広告物等への「公益財団法人日本バレーボール協会公認」または「公益財団法人日本バレーボール協会推薦」の表記。
（４）本協会が指定するJVAロゴマークの表記。ただし、前号の表記と併記する場合には、本協会が定める所定の方式による。

（警告および公認・推薦認定の取り消しならびに辞退）
第13条　公認･推薦を受けた者が､次のいずれかに該当するときは､本協会は､公認・推薦を受けた者に対し、警告または公認・推薦認定の取り消しの措置をとるとともに、これを公表することができる。
（１）本協会の目的に反する行為がなされたとき
（２）JVA公認・推薦制度を悪用した行為が行われ、本協会の名誉を損失させたとき
（３）用品・用器具の瑕疵による重大事故が発生したとき
（４）その他、本協会が警告または公認・推薦認定の取り消しが必要と判断したとき

２　本協会の当該事業年度内の公認･推薦を受けた者が､自ら公認･推薦を同事業年度内に辞退する場合は本協会に辞退を申し出し、委員会にて受理されることで辞退することができる。

３　本協会の当該事業年度内の公認・推薦を受けた者が、次事業年度の公認・推薦を希望しない場合は更新時に申し込みの辞退を申告することで取り消しができる。

４　本協会の当該事業年度内に次事業年度の公認・推薦を受けた者が、自ら次事業年度の公認・推薦を辞退する場合は本協会に辞退を申し出し、委員会にて受理されることで辞退することができる。

（製造物に関する責任）
第14条　公認・推薦を受けた用品・用器具の欠陥により、第三者が損害を被った場合、当該用品・用器具の公認・推薦を受けた者は、自己の責任と費用をもって、当該第三者との紛争を解決するものとし、本協会は一切の責を負わない。本協会が当該第三者に対し当該用品・用器具の欠陥から生じた損害を賠償した場合、当該用品・用器具の公認・推薦を受けた者は、本協会に対し、合理的な内容の弁護士費用も含めた全額を、直ちに支払わなければならない。

（理事会への報告）
第15条　公認・推薦認定委員会は、理事会に対し、公認・推薦等の状況を報告しなければならない。

（本規程の変更）

第16条　本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。

（補則）

第17条　本規程の実施に関し、本規程に定めるもののほか、公認・推薦に関する細則は公認・推薦委員会が理事会の承認のもと別に定める。

（附則）

1　本規程は、2013年4月1日より施行する。
2　本規程は、2014年4月1日より施行する。
3　本規程は、2016年9月13日より施行する。
4　本規程は、2019年10月8日より施行する。
5　本規程は、2021年12月17より施行する。
6　本規程は、2026年1月28日より施行する。
7　本規程は、2026年11月25日より施行する。

別表1

2024年4月10日

■公認・推薦料ならびに検定/認定料

制度区分	用品・用器具区分	公認・推薦料／年	個別認定（検定）区分	個別認定（検定）料 単価／枚	販売単位／金額	
（1）公認	①ボール	1,000,000	A（5号）	50円	1,000枚	50,000円
			B（4号）	50円	1,000枚	50,000円
			C（軽量4号）	30円	500枚	15,000円
			D（ビーチ）	50円	500枚	25,000円
			E（ソフト）	10円	1,000枚	10,000円
			F（軽量5号）	20円	1,000枚	20,000円
	②ネット	300,000	AA（6･9人制）	300円	50枚	15,000円
			A（6･9人制）	200円	10枚	2,000円
			S（ソフト）	200円	10枚	2,000円
			SS（ビーチ）	100円	50枚	5,000円
	③アンテナ	200,000	AN	100円	10枚	1,000円
	④ウエア	1,000,000				
	（公認レフェリーウエア）	**********	Rウェア（レフェリーウエア）	300円	30枚	9,000円
	⑤シューズ	1,000,000				
	⑥サポーター	2,000,000				
（2）推薦	★ホイッスル ★用器具 ①支柱、②支柱カバー ③審判台、④得点板 ★用品 ⑤圧力計、⑥エアーポンプ ⑦機能性アンダーウェア	100,000	W	20円	1,000枚	20,000円
			A（金／上代が30万円以上）	500円	10枚	5,000円
			B（銀／上代が20万円以上30万円未満）	400円	10枚	4,000円
			C（銅／上代が10万円以上20万円未満）	300円	10枚	3,000円
			D（白／上代が10万円未満）	200円	10枚	2,000円
			E（グレー／上代が５万円未満）★用品のみ対象	30円	1,000枚	30,000円

（金額は全て消費税等別）